

令和2年3月23日
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課
保健体育課

令和3年度採用茨城県公立学校教員選考試験について

1 採用予定者人数 () 内は令和2年度採用予定者数

学校種 職種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭
教諭	390 (390)	290 (290)	160 (160)	90 (90)	37 (37)	4 (5)
実習助手			3 (2)	2 (2)		

※採用予定人数には、スペシャリストを対象とした特別選考を含む。

2 出願期間

- (1) 教諭, 養護教諭, 栄養教諭
☐ 電子申請 令和2年5月11日(月)～5月22日(金) 午後5時まで
☐ 郵送受付 令和2年5月11日(月)～5月22日(金) 消印有効
- (2) 実習助手
☐ 電子申請 令和2年7月14日(火)～7月20日(月) 午後5時まで
☐ 郵送受付 令和2年7月14日(火)～7月20日(月) 消印有効
- (3) スペシャリストを対象とした特別選考
☐ I期 郵送受付 令和2年5月11日(月)～5月22日(金) 消印有効
☐ II期 郵送受付 令和2年10月5日(月)～10月9日(金) 消印有効

3 試験期日及び内容

- (1) 教諭, 養護教諭, 栄養教諭
☐ 第1次試験 令和2年7月12日(日)
「一般教養・教職専門」「専門教科等」「口述試験」(英語のみ),
「実技試験」(音楽, 美術, 書道, 技術, 家庭, 保健体育), 「実技(集団活動)」
☐ 第2次試験 第1日目 令和2年8月22日(土)
第2日目 令和2年8月23日(日)
「小論文」「個人面接」「集団討論」
- (2) 実習助手
☐ 試験 令和2年9月13日(日)
「一般教養」「作文」「個人面接」
- (3) スペシャリストを対象とした特別選考
☐ 試験 I期: 令和2年7月12日(日)
II期: 令和2年11月8日(日)
「小論文」「個人面接」

4 結果の通知

- (1) 第1次試験
8月4日(火) (予定) に本人あて通知する。
- (2) 第2次試験及び実習助手
10月1日(木) (予定) に本人あて通知する。
- (3) スペシャリストを対象とした特別選考
I期 8月4日(火) II期 11月26日(木) に本人あてに通知する。
- ※いずれも、県庁舎22階に、「第一次試験合格者」ならびに「採用候補者名簿登載者」の受験番号を掲示するとともに、県教育委員会のホームページに掲載する。

5 選考試験結果の情報提供

第1次試験合格者には、第1次試験結果通知書において、総合得点による合格区分(3ランク表示)を通知する。
第1次試験不合格者及び第2次試験における採用候補者名簿非登載者に対し、各得点(第1次のみ)と合計点、合格最低点、選考試験の順位を通知する。

6 実施要項の発表 令和2年3月30日(月) 予定

7 実施要項の請求先

- (1) 直接配布・郵送による請求
☐ 小・中学校教諭, 養護教諭, 栄養教諭・・・教育庁学校教育部義務教育課
☐ 高等学校教諭, 実習助手・・・教育庁学校教育部高校教育課
☐ 特別支援学校教諭, 実習助手・・・教育庁学校教育部特別支援教育課
- (2) 県教育委員会のホームページからダウンロード

8 主な変更点

- ☐ 「スペシャリストを対象とした特別選考」の実施
令和2年度選考試験2期募集で実施した、高度かつ専門的な知識・技能・技術を有する方の選考を、「スペシャリストを対象とした特別選考」として、年間2回実施する。

②

専決第10号

令和元年度茨城県一般会計補正予算案に対する同意の専決について

上記のことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和2年3月13日付教財第2050号で知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、令和2年3月16日専決をもって同意しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和2年3月23日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

令和元年度茨城県一般会計追加補正予算案の概要

1 補正予算額

(単位：千円)

区 分	現計予算①	補正額②	①+②	追加補正額③	計①+②+③
11 款 教育費	251,771,484	△510,040	251,261,444	5,723	251,267,167
12 款 災害復旧費	268,255	△164,868	103,387	－	103,387
計	252,039,739	△674,908	251,364,831	5,723	251,370,554

2 今回補正予算の内容

担当課	事業名	補正額	事業内容
保健体育課	学校給食臨時休業対策事業費 (国補)	5,723	○国の緊急対応策に伴う新規事業 新型コロナウイルス感染症対策のため実施された学校の一斉臨時休校に伴い生じた保護者等の負担の軽減と学校給食の安全・安心の確保を図るため、助成制度を創設するもの (1)学校給食費返還等事業 (2,813 千円) (国 3/4) 学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還するために要する経費を支援 <補助対象> ・学校設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材及びその処分に要した経費 ・発注された食材に係る違約金 ・その他返還等に要する経費 (2)衛生管理改善事業 (2,910 千円) (国 2/3) 給食再開に向けて衛生管理の徹底や改善を図るため、学校給食調理業者に対しての職員研修や設備購入等に要する経費を支援

第 53 号議案

茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(茨城県教育庁組織規則の一部改正)

第 1 条 茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

課	室
総務課	人権教育室
義務教育課	生徒指導・いじめ対策推進室
高校教育課	I C T 教育推進室
保健体育課	健康教育推進室

第 11 条の表グループリーダーの項職務の欄に次のただし書きを加える。

ただし、チームの事務を総括整理することを命じられている者の職務は、当該事務のほか、チームリーダーの指定する事務を整理するものとし、それ以外の者の職務は、チームリーダーの指定する事務の整理に限るものとする。

別表第 1 総務企画部の部総務課の項中第 38 号及び第 39 号を削り、第 40 号を第 38 号とし、同部財務課の項第 3 号中「係る調査及び連絡」を削り、同部生涯学習課の項第 8 号中「県立さしま少年自然の家及び県女性プラザ」を「及び県立さしま少年自然の家」に改める。

別表第 1 学校教育部の部義務教育課の項中第 15 号を第 16 号とし、第 10 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

10 市町村立学校の情報化推進に関すること。

同項に次のように加える。

（生徒指導・いじめ対策推進室）

17 市町村立学校に係る生徒指導に関すること。

18 市町村立学校に係るいじめ対策に関すること。

別表第 1 学校教育部の部高校教育課の項に次のように加える。

（ICT 教育推進室）

19 教育情報ネットワークに関すること。

20 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の情報化推進に関すること。

別表第 1 学校教育部の部特別支援教育課の項中第 15 号を第 16 号とし、第 11 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

11 県立特別支援学校の情報化推進に関すること。

別表第 1 学校教育部の部保健体育課の項第 7 号中「（国体競技力向上対策室の所管に係るものを除く。）」を削り、同部中保健体育課（国体競技力向上対策室）の項を削り、同部保健体育課の項第 9 号中「競技力の向上」を「生涯スポーツ」に改め、同号を同項第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

9 競技力の向上に関すること。

別表第 1 学校教育部保健体育課の項中第 12 号を第 11 号とし、第 13 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(茨城県教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 茨城県教育委員会公印規則(昭和36年茨城県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1 学校以外の教育機関(茨城県立歴史館, 茨城県水戸生涯学習センター, 茨城県県北生涯学習センター, 茨城県鹿行生涯学習センター, 茨城県県南生涯学習センター, 茨城県県西生涯学習センター, 茨城県立中央青年の家, 茨城県立白浜少年自然の家, 茨城県立さしま少年自然の家, 茨城県女性プラザ及び茨城県立里美野外活動センターを除く。以下同じ。)の印の項中「, 茨城県女性プラザ」を削る。

(茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則の一部改正)

第3条 茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則(平成9年茨城県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び茨城県女性プラザ」を削る。

本則中「及び茨城県女性プラザ」及び「及び女性プラザ」を削り, 「センター等」を「センター」に改める。

第1条中「(以下「プラザ」という。)」を削る。

第2条第2項を削る。

第3条中「及びプラザ(以下「センター等」という。)」を削り, 「施設並びに設備」を「施設及び付属設備」に改める。

様式第1号から第9号までの規定中「及び女性プラザ」及び「及び茨城県女性プラザ」を削る。

付 則

この規則は, 令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月23日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

(提案理由)

いじめ対策に係る体制及び情報教育に係る体制を構築するとともに, 第74回国民体育大会の終了に伴う国体競技力向上対策室の廃止及び茨城県女性プラザの廃止等の組織再編等に伴い, 関係規則について所要の改正をしようとするものである。

令和元年度 教育庁組織規則等の改正について

1 茨城県教育庁組織規則の一部改正

以下の組織改編等に伴い、所要の改正を行う。

(1) 生徒指導・いじめ対策推進室の設置（義務教育課）

- ・「茨城県いじめの根絶を目指す条例」（令和2年4月施行）に基づき、児童生徒に対するいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、義務教育課に「生徒指導・いじめ対策推進室」を設置。

(2) ICT教育推進室の設置（高校教育課）

- ・拡充事業への対応、教育情報ネットワークシステムの更新、中等教育学校等へのタブレット端末等の整備等に対応するため、高校教育課内に「ICT教育推進室」を設置。

(3) 国体競技力向上対策室の廃止（保健体育課）

- ・国民体育大会の実施に向け、当該室を設置し競技力向上に努めてきたところであるが、令和元年10月に国民体育大会が終了したことから、本年度をもって当該室を廃止。

(4) グループリーダー（総括）の設置（高校教育改革・中高一貫校開設チーム）

- ・組織体制強化のため当該職を設置。

(5) 女性プラザの廃止（生涯学習課）

- ・生涯学習課が所管する「女性プラザ」を、知事部局に来年度から新設する県民生活環境部女性活躍・県民協働課「男女共同参画センター」に統合し、男女共同参画に係る業務について一元的に取り組む体制を整備することに伴い、女性プラザを廃止する。

(6) 義務教育課等の分掌事務に「情報推進に関する業務」を追加（義務教育課，特別支援教育課）

- ・GIGAスクール構想に伴う端末整備の業務を各課において実施。

(7) 保健体育課の一部業務の知事部局への移管（保健体育課）

- ・生涯スポーツに係る業務を知事部局へ移管。

2 茨城県教育委員会公印規則の一部改正

女性プラザの廃止に伴う所要の改正

3 茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則の一部改正

女性プラザの廃止に伴う所要の改正

茨城県教育庁組織規則新旧対照表

改正案	現行
茨城県教育庁組織規則 茨城県教育委員会事務局組織規則(昭和 40 年茨城県教育委員会規則第 4 号)の全部を改正する。 目次 第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条) 第 2 章 本庁 第 1 節 内部組織及び事務分掌(第 5 条―第 9 条) 第 2 節 職及び職務(第 10 条―第 16 条) 第 3 章 教育事務所 第 1 節 設置等(第 17 条) 第 2 節 内部組織及び事務分掌(第 18 条・第 19 条) 第 3 節 職及び職務(第 20 条―第 25 条) 付則 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この規則は、茨城県教育委員会の事務局の内部組織及び職員の職の設置等について定めるとともに、その分掌事務を明確にし、もつて教育委員会の権限に属する事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。	茨城県教育庁組織規則 茨城県教育委員会事務局組織規則(昭和 40 年茨城県教育委員会規則第 4 号)の全部を改正する。 目次 第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条) 第 2 章 本庁 第 1 節 内部組織及び事務分掌(第 5 条―第 9 条) 第 2 節 職及び職務(第 10 条―第 16 条) 第 3 章 教育事務所 第 1 節 設置等(第 17 条) 第 2 節 内部組織及び事務分掌(第 18 条・第 19 条) 第 3 節 職及び職務(第 20 条―第 25 条) 付則 第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この規則は、茨城県教育委員会の事務局の内部組織及び職員の職の設置等について定めるとともに、その分掌事務を明確にし、もつて教育委員会の権限に属する事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(規定の範囲)

第2条 内部組織、分掌事務及び職員の職等については、法令に定めるものを除くほか、すべてこの規則により、又はこの規則に基づいて定めるものとする。

2 臨時又は特別の事務を処理するため設ける補助機関の組織、分掌事務及び職員の職等は別に定める。

(事務局の名称)

第3条 茨城県教育委員会の事務局の名称は、茨城県教育庁(以下「教育庁」という。)とする。

(機関の種別)

第4条 教育庁を分けて、本庁及び教育事務所とする。

第2章 本庁

第1節 内部組織及び事務分掌

(部並びに課及びチームの設置)

第5条 本庁に、次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部に、それぞれ同表右欄に掲げる課及びチームを置く。

部	課及びチーム
総務企画部	総務課 財務課 生涯学習課 福利厚生課 文化課

(規定の範囲)

第2条 内部組織、分掌事務及び職員の職等については、法令に定めるものを除くほか、すべてこの規則により、又はこの規則に基づいて定めるものとする。

2 臨時又は特別の事務を処理するため設ける補助機関の組織、分掌事務及び職員の職等は別に定める。

(事務局の名称)

第3条 茨城県教育委員会の事務局の名称は、茨城県教育庁(以下「教育庁」という。)とする。

(機関の種別)

第4条 教育庁を分けて、本庁及び教育事務所とする。

第2章 本庁

第1節 内部組織及び事務分掌

(部並びに課及びチームの設置)

第5条 本庁に、次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部に、それぞれ同表右欄に掲げる課及びチームを置く。

部	課及びチーム
総務企画部	総務課 財務課 生涯学習課 福利厚生課 文化課

学校教育部	高校教育改革・中高一貫校開設 チーム 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課
-------	---

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表右欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。

課	室
総務課	人権教育室
義務教育課	生徒指導・いじめ対策推進室
高校教育課	I C T 教育推進室
保健体育課	健康教育推進室

(部並びに課及びチームの分掌事務)

第 6 条 部並びに課及びチームの分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(幹事課)

第 7 条 第 5 条第 1 項の表各部の欄中、第 1 順位の課を、当該各部の幹事課とする。

2 幹事課は、前条に規定する当該課の分掌事務のほか、その属する部に関し、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 部の行政運営の管理に関すること。

学校教育部	高校教育改革・中高一貫校開設 チーム 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課
-------	---

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表右欄に掲げる室(以下「課内室」という。)を置く。

課	室
総務課	人権教育室
保健体育課	国体競技力向上対策室 健康教育推進室

(部並びに課及びチームの分掌事務)

第 6 条 部並びに課及びチームの分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(幹事課)

第 7 条 第 5 条第 1 項の表各部の欄中、第 1 順位の課を、当該各部の幹事課とする。

2 幹事課は、前条に規定する当該課の分掌事務のほか、その属する部に関し、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 部の行政運営の管理に関すること。

- (2) 部の庶務に関すること。
- (3) 部内各課等の連絡に関すること。
- (4) 部内他課等の所管に属しないこと。

(臨時・特別の事務)

第 8 条 臨時又は特別の事務については、第 6 条に定める分掌事務によらずに処理させることがある。

(所管の明らかでない事務)

第 9 条 所管の明らかでない事務があるときは、部内にあつては部長が、部相互間及びその他にあつては教育長が、その所管を定める。

第 2 節 職及び職務

(部長)

第 10 条 部に部長を置く。

- 2 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 前項に定めるもののほか、総務企画部長は、教育庁の事務を総括整理する。

(課長等)

第 11 条 次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

- (2) 部の庶務に関すること。
- (3) 部内各課等の連絡に関すること。
- (4) 部内他課等の所管に属しないこと。

(臨時・特別の事務)

第 8 条 臨時又は特別の事務については、第 6 条に定める分掌事務によらずに処理させることがある。

(所管の明らかでない事務)

第 9 条 所管の明らかでない事務があるときは、部内にあつては部長が、部相互間及びその他にあつては教育長が、その所管を定める。

第 2 節 職及び職務

(部長)

第 10 条 部に部長を置く。

- 2 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 前項に定めるもののほか、総務企画部長は、教育庁の事務を総括整理する。

(課長等)

第 11 条 次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	組織	職務
課長	課	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
チームリーダー	チーム	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課	課の事務を整理し、課長を補佐する。ただし、課の事務を総括整理することを命じられている者の職務は、当該事務のほか、課長の指定する事務を整理するものとし、それ以外の者の職務は、課長の指定する事務の整理に限るものとする。
グループリーダー	チーム	チームの事務を整理し、チームリーダーを補佐する。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

係長	課	分担事務を処理する。
----	---	------------

(略)

別表第1 本庁の部並びに課及びチームの分掌事務(第6条)

総務企画部

総務課

- 1 教育に係る重要政策及び重要事業についての企画及び調整に関すること。
- 2 総合教育会議に関すること。
- 3 教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び権限に関すること。
- 4 教育庁及び学校以外の教育機関の職員(以下「職員」という。)の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 5 職員の定数に関すること。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 7 市町村立学校及び県立学校の教職員(以下「教職員」という。)の給与に関すること。
- 8 職員及び教職員の児童手当に関すること。
- 9 職員及び教職員の子ども手当に関すること。
- 10 職員に係る損害賠償に関すること。
- 11 職員の研修に関すること。

係長	課	分担事務を処理する。
----	---	------------

(略)

別表第1 本庁の部並びに課及びチームの分掌事務(第6条)

総務企画部

総務課

- 1 教育に係る重要政策及び重要事業についての企画及び調整に関すること。
- 2 総合教育会議に関すること。
- 3 教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び権限に関すること。
- 4 教育庁及び学校以外の教育機関の職員(以下「職員」という。)の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 5 職員の定数に関すること。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 7 市町村立学校及び県立学校の教職員(以下「教職員」という。)の給与に関すること。
- 8 職員及び教職員の児童手当に関すること。
- 9 職員及び教職員の子ども手当に関すること。
- 10 職員に係る損害賠償に関すること。
- 11 職員の研修に関すること。

- 12 行政考査に關すること。
- 13 事務の改善合理化に關すること。
- 14 教育委員會の會議に關すること。
- 15 秘書事務に關すること。
- 16 儀式、表彰及び褒賞に關すること。
- 17 陳情等に關すること。
- 18 教育調査統計に關すること。
- 19 教育に係る広報及び広聴に關すること。
- 20 県域テレビ放送による教育情報放送の企画及び総合調整に關すること。
- 21 教育行政に關する相談に關すること。
- 22 教育行政に係る地方分権の推進に關すること。
- 23 市町村教育委員會等に関する指導及び助言に關すること。
- 24 市町村教育行政の広域化に關すること。
- 25 公告式に關すること。
- 26 公印に關すること。
- 27 文書の管理に關すること。
- 28 教育委員會規則等の審査に關すること。
- 29 法令の解釈その他法制に關すること。
- 30 訴訟事務處理の調整に關すること。
- 31 教育に關する法人及び公益信託に關すること(芸術文化の振興

- 12 行政考査に關すること。
- 13 事務の改善合理化に關すること。
- 14 教育委員會の會議に關すること。
- 15 秘書事務に關すること。
- 16 儀式、表彰及び褒賞に關すること。
- 17 陳情等に關すること。
- 18 教育調査統計に關すること。
- 19 教育に係る広報及び広聴に關すること。
- 20 県域テレビ放送による教育情報放送の企画及び総合調整に關すること。
- 21 教育行政に關する相談に關すること。
- 22 教育行政に係る地方分権の推進に關すること。
- 23 市町村教育委員會等に関する指導及び助言に關すること。
- 24 市町村教育行政の広域化に關すること。
- 25 公告式に關すること。
- 26 公印に關すること。
- 27 文書の管理に關すること。
- 28 教育委員會規則等の審査に關すること。
- 29 法令の解釈その他法制に關すること。
- 30 訴訟事務處理の調整に關すること。
- 31 教育に關する法人及び公益信託に關すること(芸術文化の振興

を目的とする法人及び公益信託にあつては、学校教育に関するものに限る。)。

- 32 職員団体に関すること。
- 33 庁内取締りに関すること。
- 34 教育事務所に関すること。
- 35 県立専門学校に関すること。
- 36 公益財団法人茨城県教育財団に関すること(他課の所管に属する事業の委託等に関するものを除く。)。
- 37 庁内の連絡調整に関すること。

(人権教育室)

- 38 人権教育に関すること(他課の所管に係るものを除く。)。

財務課

- 1 県立学校及び市町村立学校の施設整備に関すること。
- 2 県立学校に係る公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 3 教育委員会所掌の予算決算に _____ 関すること。
- 4 県立学校及び市町村立学校に係る予算の執行に関すること。
- 5 県立高等学校及び県立中等教育学校等の高等学校等就学支援金及び高等学校等奨学給付金に関すること。
- 6 公立特別支援学校の就学奨励費に関すること。

を目的とする法人及び公益信託にあつては、学校教育に関するものに限る。)。

- 32 職員団体に関すること。
- 33 庁内取締りに関すること。
- 34 教育事務所に関すること。
- 35 県立専門学校に関すること。
- 36 公益財団法人茨城県教育財団に関すること(他課の所管に属する事業の委託等に関するものを除く。)。
- 37 庁内の連絡調整に関すること。

38 教育情報ネットワークに関すること。

39 教育委員会の情報化推進に関すること。

(人権教育室)

- 40 人権教育に関すること(他課の所管に係るものを除く。)。

財務課

- 1 県立学校及び市町村立学校の施設整備に関すること。
- 2 県立学校に係る公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 3 教育委員会所掌の予算決算に係る調査及び連絡に関すること。
- 4 県立学校及び市町村立学校に係る予算の執行に関すること。
- 5 県立高等学校及び県立中等教育学校等の高等学校等就学支援金及び高等学校等奨学給付金に関すること。
- 6 公立特別支援学校の就学奨励費に関すること。

生涯学習課

- 1 生涯学習の企画，調整及び推進に関すること。
- 2 青少年教育，成人教育その他の社会教育に関すること(保健体育課の所管に係るものを除く。)
- 3 社会教育を行う者に対する指導及び助言に関すること。
- 4 公民館，図書館その他社会教育施設に関すること。
- 5 視聴覚教育に関すること。
- 6 教育の日に関すること。
- 7 社会教育関係団体に関すること。
- 8 県立図書館，県水戸生涯学習センター，県県北生涯学習センター，県鹿行生涯学習センター，県県南生涯学習センター，県県西生涯学習センター，県立中央青年の家，県立白浜少年自然の家及び県立さしま少年自然の家 _____ に関すること。
- 9 就学前教育の推進に関すること(義務教育課の所管に係るものを除く。)
- 10 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関すること。
- 11 家庭教育の支援に関すること。

福利厚生課

- 1 職員及び教職員の福利及び厚生に関すること。
- 2 職員の保健に関すること。
- 3 職員，教職員，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に係る災害

生涯学習課

- 1 生涯学習の企画，調整及び推進に関すること。
- 2 青少年教育，成人教育その他の社会教育に関すること(保健体育課の所管に係るものを除く。)
- 3 社会教育を行う者に対する指導及び助言に関すること。
- 4 公民館，図書館その他社会教育施設に関すること。
- 5 視聴覚教育に関すること。
- 6 教育の日に関すること。
- 7 社会教育関係団体に関すること。
- 8 県立図書館，県水戸生涯学習センター，県県北生涯学習センター，県鹿行生涯学習センター，県県南生涯学習センター，県県西生涯学習センター，県立中央青年の家，県立白浜少年自然の家 _____ 県立さしま少年自然の家及び県女性プラザに関すること。
- 9 就学前教育の推進に関すること(義務教育課の所管に係るものを除く。)
- 10 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関すること。
- 11 家庭教育の支援に関すること。

福利厚生課

- 1 職員及び教職員の福利及び厚生に関すること。
- 2 職員の保健に関すること。
- 3 職員，教職員，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に係る災害

補償に関すること。

- 4 職員及び教職員の恩給・退職年金等に関すること。
- 5 公立学校共済組合に関すること。
- 6 一般財団法人茨城県教職員互助会に関すること。

文化課

- 1 芸術文化に関すること(学校教育に関するものに限る。)
- 2 文化財に関すること。
- 3 銃砲刀剣類の登録に関すること。
- 4 博物館に関すること。
- 5 県近代美術館に関すること。
- 6 県陶芸美術館に関すること。
- 7 県立歴史館に関すること。
- 8 県自然博物館に関すること。

学校教育部

高校教育改革・中高一貫校開設チーム

- 1 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の適正配置及び魅力ある学校・学科の在り方に関すること。
- 2 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の設置、廃止、名称変更等に関すること。

義務教育課

- 1 市町村立学校(高等学校を除く。以下この項において同じ。)教

補償に関すること。

- 4 職員及び教職員の恩給・退職年金等に関すること。
- 5 公立学校共済組合に関すること。
- 6 一般財団法人茨城県教職員互助会に関すること。

文化課

- 1 芸術文化に関すること(学校教育に関するものに限る。)
- 2 文化財に関すること。
- 3 銃砲刀剣類の登録に関すること。
- 4 博物館に関すること。
- 5 県近代美術館に関すること。
- 6 県陶芸美術館に関すること。
- 7 県立歴史館に関すること。
- 8 県自然博物館に関すること。

学校教育部

高校教育改革・中高一貫校開設チーム

- 1 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の適正配置及び魅力ある学校・学科の在り方に関すること。
- 2 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の設置、廃止、名称変更等に関すること。

義務教育課

- 1 市町村立学校(高等学校を除く。以下この項において同じ。)教

職員の任免，分限，懲戒，服務その他の人事に関すること。

- 2 市町村立学校教職員の定数に関すること。
- 3 市町村立学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関する
こと。
- 4 市町村立学校の管理の指導及び助言に関すること。
- 5 市町村立学校の適正配置に関すること。
- 6 市町村立学校の設置，廃止，名称変更等に関すること。
- 7 市町村立学校教職員に係る損害賠償に関すること。
- 8 市町村立学校教職員に係る争訟事務に関すること。
- 9 市町村立学校に係る教育課程，学習指導その他学校教育に関
すること(特別支援教育課及び保健体育課の所管に係るものを除
く。)。
- 10 市町村立学校の情報化推進に関すること。
- 11 市町村立学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。
- 12 市町村立学校教職員の現職教育に関すること。
- 13 教科書その他教材に関すること。
- 14 市町村立学校の就学奨励費及び就学援助費に関すること。
- 15 市町村立学校に係る教育研究団体に関すること。
- 16 市町村立学校教職員の職員団体に関すること。
(生徒指導・いじめ対策推進室)
- 17 市町村立学校に係る生徒指導に関すること。
- 18 市町村立学校に係るいじめ対策に関すること。

職員の任免，分限，懲戒，服務その他の人事に関すること。

- 2 市町村立学校教職員の定数に関すること。
- 3 市町村立学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関する
こと。
- 4 市町村立学校の管理の指導及び助言に関すること。
- 5 市町村立学校の適正配置に関すること。
- 6 市町村立学校の設置，廃止，名称変更等に関すること。
- 7 市町村立学校教職員に係る損害賠償に関すること。
- 8 市町村立学校教職員に係る争訟事務に関すること。
- 9 市町村立学校に係る教育課程，学習指導その他学校教育に関
すること(特別支援教育課及び保健体育課の所管に係るものを除
く。)。
- 10 市町村立学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。
- 11 市町村立学校教職員の現職教育に関すること。
- 12 教科書その他教材に関すること。
- 13 市町村立学校の就学奨励費及び就学援助費に関すること。
- 14 市町村立学校に係る教育研究団体に関すること。
- 15 市町村立学校教職員の職員団体に関すること。

高校教育課

- 1 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員並びに県立特別支援学校の事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員(以下「県立高等学校教職員等」という。)の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- 2 県立高等学校教職員等の定数に関する事。
- 3 県立高等学校教職員等の勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 4 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の管理及び運営に関する事。
- 5 県立高等学校教職員等に係る損害賠償に関する事。
- 6 県立高等学校教職員等に係る争訟事務に関する事。
- 7 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関する事(保健体育課の所管に係るものを除く。)
- 8 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る学校教育の指導及び助言に関する事。
- 9 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員の現職教育に関する事。
- 10 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事。
- 11 県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教

高校教育課

- 1 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員並びに県立特別支援学校の事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員(以下「県立高等学校教職員等」という。)の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- 2 県立高等学校教職員等の定数に関する事。
- 3 県立高等学校教職員等の勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 4 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の管理及び運営に関する事。
- 5 県立高等学校教職員等に係る損害賠償に関する事。
- 6 県立高等学校教職員等に係る争訟事務に関する事。
- 7 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関する事(保健体育課の所管に係るものを除く。)
- 8 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る学校教育の指導及び助言に関する事。
- 9 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員の現職教育に関する事。
- 10 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関する事。
- 11 県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教

育学校の進学適性検査に関すること。

- 12 教科書その他教材に関すること(義務教育課の所管に係るものを除く。)
- 13 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育研究団体に関すること。
- 14 県教育研修センターに関すること。
- 15 県奨学資金に関すること。
- 16 県立高等学校教職員等の職員団体に関すること。
- 17 市町村立高等学校に関すること。
- 18 豊かな心の育成に係る調整及び推進に関すること。

(ICT 教育推進室)

- 19 教育情報ネットワークに関すること。
- 20 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の情報化推進に関すること。

特別支援教育課

- 1 県立特別支援学校教職員(事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員を除く。以下この項において同じ。)の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 2 県立特別支援学校教職員の定数に関すること。
- 3 県立特別支援学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 4 県立特別支援学校の管理及び運営に関すること。

育学校の進学適性検査に関すること。

- 12 教科書その他教材に関すること(義務教育課の所管に係るものを除く。)
- 13 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育研究団体に関すること。
- 14 県教育研修センターに関すること。
- 15 県奨学資金に関すること。
- 16 県立高等学校教職員等の職員団体に関すること。
- 17 市町村立高等学校に関すること。
- 18 豊かな心の育成に係る調整及び推進に関すること。

特別支援教育課

- 1 県立特別支援学校教職員(事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員を除く。以下この項において同じ。)の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 2 県立特別支援学校教職員の定数に関すること。
- 3 県立特別支援学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 4 県立特別支援学校の管理及び運営に関すること。

- 5 県立特別支援学校の適正配置に関すること。
- 6 県立特別支援学校の設置、廃止、名称変更等に関すること。
- 7 県立特別支援学校教職員に係る損害賠償に関すること。
- 8 県立特別支援学校教職員に係る争訟事務に関すること。
- 9 県立特別支援学校教職員の職員団体に関すること。
- 10 県立特別支援学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関すること(保健体育課の所管に係るものを除く。)
- 11 県立特別支援学校の情報化推進に関すること。
- 12 障害児の就学に関すること。
- 13 教職員に対する特別支援教育の指導及び助言に関すること。
- 14 教育職員免許法認定講習に関すること。
- 15 教職員(私立学校を含む。)の免許に関すること。
- 16 その他特別支援教育に関すること。

保健体育課

- 1 堀原運動公園及び笠松運動公園の管理に関すること。
- 2 県立里美野外活動センターに関すること。
- 3 県営ライフル射撃場に関すること。
- 4 公益財団法人茨城県体育協会に関すること。
- 5 教職員に対する学校体育の指導及び助言に関すること。
- 6 学校体育に関すること。
- 7 スポーツ関係団体との連絡及び調整に関すること(_____)

- 5 県立特別支援学校の適正配置に関すること。
- 6 県立特別支援学校の設置、廃止、名称変更等に関すること。
- 7 県立特別支援学校教職員に係る損害賠償に関すること。
- 8 県立特別支援学校教職員に係る争訟事務に関すること。
- 9 県立特別支援学校教職員の職員団体に関すること。
- 10 県立特別支援学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関すること(保健体育課の所管に係るものを除く。)
- 11 障害児の就学に関すること。
- 12 教職員に対する特別支援教育の指導及び助言に関すること。
- 13 教育職員免許法認定講習に関すること。
- 14 教職員(私立学校を含む。)の免許に関すること。
- 15 その他特別支援教育に関すること。

保健体育課

- 1 堀原運動公園及び笠松運動公園の管理に関すること。
- 2 県立里美野外活動センターに関すること。
- 3 県営ライフル射撃場に関すること。
- 4 公益財団法人茨城県体育協会に関すること。
- 5 教職員に対する学校体育の指導及び助言に関すること。
- 6 学校体育に関すること。
- 7 スポーツ関係団体との連絡及び調整に関すること(国体競技力)

_____。)

8 スポーツ推進審議会に関すること。

9 競技力の向上に関すること。

10 その他スポーツに関すること(生涯スポーツに関するものを除く。)。

(健康教育推進室)

11 教職員に対する学校保健，学校安全及び学校給食の指導及び助言に関すること。

12 県立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。

13 学校保健，学校安全及び学校給食に係る関係団体に関すること。

14 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

15 その他学校保健，学校安全及び学校給食に関すること。

向上対策室の所管に係るものを除く。)。

8 スポーツ推進審議会に関すること。

9 その他スポーツに関すること(競技力の向上に関するものを除く。)。

(国体競技力向上対策室)

10 競技力の向上に関すること。

11 スポーツ関係団体との連絡及び調整に関すること(第 74 回国民体育大会に係るものに限る。)。

(健康教育推進室)

12 教職員に対する学校保健，学校安全及び学校給食の指導及び助言に関すること。

13 県立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。

14 学校保健，学校安全及び学校給食に係る関係団体に関すること。

15 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

16 その他学校保健，学校安全及び学校給食に関すること。

茨城県教育委員会公印規則 新旧対照表

改正案

別表第1

種 類	管 守 者
茨城県教育委員会印甲型、乙型、丙型、丁型及び戊型	総務課長
~~~~~	~~~~~
学校以外の教育機関（茨城県立歴史館、茨城県水戸生涯学習センター、茨城県県北生涯学習センター、茨城県鹿行生涯学習センター、茨城県県南生涯学習センター、茨城県県西生涯学習センター、茨城県立中央青年の家、茨城県立白浜少年自然の家、茨城県立さしま少年自然の家_____及び茨城県立里美野外活動センターを除く。以下同じ。）の印	当該教育機関の長
~~~~~	~~~~~
職務代理者印	当該代理される職の職印の管守者

現 行

別表第1

種 類	管 守 者
茨城県教育委員会印甲型、乙型、丙型、丁型及び戊型	総務課長
~~~~~	~~~~~
学校以外の教育機関（茨城県立歴史館、茨城県水戸生涯学習センター、茨城県県北生涯学習センター、茨城県鹿行生涯学習センター、茨城県県南生涯学習センター、茨城県県西生涯学習センター、茨城県立中央青年の家、茨城県立白浜少年自然の家、茨城県立さしま少年自然の家、茨城県女性プラザ及び茨城県立里美野外活動センターを除く。以下同じ。）の印	当該教育機関の長
~~~~~	~~~~~
職務代理者印	当該代理される職の職印の管守者

新旧対照表（茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則）

改正案	現行
茨城県鹿行生涯学習センター_____管理規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条第 1 項及び学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例(昭和 36 年茨城県条例第 9 号。以下「条例」という。)第 21 条の規定に基づき、茨城県鹿行生涯学習センター(以下「センター」という。)_____の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (事業) 第 2 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 学習情報の提供に関すること。 (2) 学習機会の提供に関すること。 (3) 学習活動の場の提供に関すること。 (4) 生涯学習の相談に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に必要な事業 2 (削除)	茨城県鹿行生涯学習センター<u>及び茨城県女性プラザ</u>管理規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条第 1 項及び学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例(昭和 36 年茨城県条例第 9 号。以下「条例」という。)第 21 条の規定に基づき、茨城県鹿行生涯学習センター(以下「センター」という。) <u>及び茨城県女性プラザ</u>(以下「プラザ」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (事業) 第 2 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 学習情報の提供に関すること。 (2) 学習機会の提供に関すること。 (3) 学習活動の場の提供に関すること。 (4) 生涯学習の相談に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に必要な事業 2 <u>プラザは、次の各号に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>婦人教育に関する研修</u> (2) <u>婦人教育に関する相互交流</u> (3) <u>婦人教育に関する情報の提供及び相談</u> (4) <u>婦人教育に関する調査研究</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、婦人教育の振興に必要な事業</u>

(施設等使用の申込み)

第3条 条例別表第4に規定するセンター_____

_____の施設及び付属設備(以下「施設等」という。)を使用(宿泊する場合を含む。)しようとする者(以下「申請者」という。)は、電話等により予約の申込みを行った上、教育委員会が指定する日までに、鹿行生涯学習センター

_____施設等使用申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(施設等使用の承認)

第4条 教育委員会は、前条の申請に基づき、使用を承認したときは、鹿行生涯学習センター_____施設等使用承認書(様式第2号。以下「使用承認書」という。)を、使用を承認しないときは、鹿行生涯学習センター_____施設等使用不承認書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 センター__を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育委員会の指定する場所以外で禁煙又は飲食をしないこと。
- (2) 教育委員会の許可なく寄付金の募集、物品の販売、広告物の配布、看板等の掲示その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項

(施設等使用終了の報告)

第6条 第4条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等の使用(宿泊を除く。)を終了したときは、速やかに鹿行生涯学習

(施設等使用の申込み)

第3条 条例別表第4に規定するセンター及びプラザ(以下「センター等」という。)の施設並びに設備(以下「施設等」という。)を使用(宿泊する場合を含む。)しようとする者(以下「申請者」という。)は、電話等により予約の申込みを行った上、教育委員会が指定する日までに、鹿行生涯学習センター及び女性プラザ施設等使用申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(施設等使用の承認)

第4条 教育委員会は、前条の申請に基づき、使用を承認したときは、鹿行生涯学習センター及び女性プラザ施設等使用承認書(様式第2号。以下「使用承認書」という。)を、使用を承認しないときは、鹿行生涯学習センター及び女性プラザ施設等使用不承認書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 センター等を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育委員会の指定する場所以外で禁煙又は飲食をしないこと。
- (2) 教育委員会の許可なく寄付金の募集、物品の販売、広告物の配布、看板等の掲示その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項

(施設等使用終了の報告)

第6条 第4条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等の使用(宿泊を除く。)を終了したときは、速やかに鹿行生涯学習

センター_____施設等使用終了報告書(様式第 4 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(条例第 14 条の教育委員会規則で定める申請書)

第 7 条 条例第 14 条の教育委員会規則で定める申請書は、鹿行生涯学習センター_____指定管理者指定申請書(様式第 5 号)とする。

(利用料金の納入)

第 8 条 条例第 18 条第 1 項の規定による利用料金の納入は、第 4 条の規定による使用承認書の交付を受ける際に行うものとする。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

(利用料金の承認の申請)

第 9 条 条例第 18 条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請は、鹿行生涯学習センター_____利用料金承認申請書(様式第 6 号)により行うものとする。

(学習団体等)

第 10 条 条例別表第 4 に規定する「学習団体等」とは、生涯学習情報提供システムに登録されている団体等が生涯学習に関する活動を行う場合における当該団体等をいう。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、条例第 18 条第 3 項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は県が研修会、講演会、会議等を開催するために使用するとき。

施設及び付属設備の利用料金の全額

(2) 教育課程に基づく教育活動として、特別支援学校の児童生徒及び引率

センター及び女性プラザ施設等使用終了報告書(様式第 4 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(条例第 14 条の教育委員会規則で定める申請書)

第 7 条 条例第 14 条の教育委員会規則で定める申請書は、鹿行生涯学習センター及び女性プラザ指定管理者指定申請書(様式第 5 号)とする。

(利用料金の納入)

第 8 条 条例第 18 条第 1 項の規定による利用料金の納入は、第 4 条の規定による使用承認書の交付を受ける際に行うものとする。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

(利用料金の承認の申請)

第 9 条 条例第 18 条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請は、鹿行生涯学習センター及び女性プラザ利用料金承認申請書(様式第 6 号)により行うものとする。

(学習団体等)

第 10 条 条例別表第 4 に規定する「学習団体等」とは、生涯学習情報提供システムに登録されている団体等が生涯学習に関する活動を行う場合における当該団体等をいう。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、条例第 18 条第 3 項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は県が研修会、講演会、会議等を開催するために使用するとき。

施設及び付属設備の利用料金の全額

(2) 教育課程に基づく教育活動として、特別支援学校の児童生徒及び引率

者が使用するとき。 宿泊の利用料金の全額

(3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定に基づく児童福祉施設, 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定に基づく障害者支援施設に入所している者及びその引率者が使用するとき。 宿泊の利用料金の全額

(4) 身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳又は指定難病特定医療費受給者証を有する者(以下「障害者等」という。)及び付添人が使用するとき。ただし, 付添人は, 当該障害者等 1 人につき 1 人に限る。 宿泊の利用料金の全額

(5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による扶助を受けている者が使用するとき。 宿泊の利用料金の全額

(6) その他指定管理者が特に必要と認めた者が使用するとき。 指定管理者が必要と認める額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は, あらかじめ鹿行生涯学習センター_____施設等利用料金減免申請書(様式第 7 号)を指定管理者に提出し, その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は, 前項の申請があった場合において, 利用料金を減額し, 又は免除することと決定したときは鹿行生涯学習センター_____利用料金減免決定通知書(様式第 8 号)により, 利用料金を減額し, 又は免除しないことと決定したときはその旨を減免申請者に通知するものとする。

4 指定管理者は, 第 2 項の申請内容について必要があると認めたときは, 関係書類等の提出を求めることができる。

(利用料金の返還)

者が使用するとき。 宿泊の利用料金の全額

(3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定に基づく児童福祉施設, 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定に基づく障害者支援施設に入所している者及びその引率者が使用するとき。 宿泊の利用料金の全額

(4) 身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳又は指定難病特定医療費受給者証を有する者(以下「障害者等」という。)及び付添人が使用するとき。ただし, 付添人は, 当該障害者等 1 人につき 1 人に限る。 宿泊の利用料金の全額

(5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による扶助を受けている者が使用するとき。 宿泊の利用料金の全額

(6) その他指定管理者が特に必要と認めた者が使用するとき。 指定管理者が必要と認める額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は, あらかじめ鹿行生涯学習センター及び女性プラザ施設等利用料金減免申請書(様式第 7 号)を指定管理者に提出し, その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は, 前項の申請があった場合において, 利用料金を減額し, 又は免除することと決定したときは鹿行生涯学習センター及び女性プラザ利用料金減免決定通知書(様式第 8 号)により, 利用料金を減額し, 又は免除しないことと決定したときはその旨を減免申請者に通知するものとする。

4 指定管理者は, 第 2 項の申請内容について必要があると認めたときは, 関係書類等の提出を求めることができる。

(利用料金の返還)

第 12 条 条例第 18 条第 4 項ただし書の規定により、利用料金を返還することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害、非常措置その他使用者の責めに帰することができない事由により施設が使用できなくなったとき。
- (2) 指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

2 利用料金の返還を受けようとする者は、鹿行生涯学習センター_____利用料金返還申請書(様式第 9 号)に領収書及び使用承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(臨時のセンター__の管理に関する準用)

第 13 条 第 8 条及び前 2 条の規定は、条例第 20 条第 1 項の規定により教育委員会が使用料を徴収する場合において準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第 14 条 利用者は、センター__の施設等を故意又は重大な過失により、損傷し、又は滅失した場合には、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、センター__の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

様式第 1 号(第 3 条関係)

鹿行生涯学習センター_____等使用申請書

年 月 日

殿

第 12 条 条例第 18 条第 4 項ただし書の規定により、利用料金を返還することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害、非常措置その他使用者の責めに帰することができない事由により施設が使用できなくなったとき。
- (2) 指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

2 利用料金の返還を受けようとする者は、鹿行生涯学習センター及び女性プラザ利用料金返還申請書(様式第 9 号)に領収書及び使用承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(臨時のセンター等の管理に関する準用)

第 13 条 第 8 条及び前 2 条の規定は、条例第 20 条第 1 項の規定により教育委員会が使用料を徴収する場合において準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第 14 条 利用者は、センター等の施設等を故意又は重大な過失により、損傷し、又は滅失した場合には、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、センター等の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

様式第 1 号(第 3 条関係)

鹿行生涯学習センター及び女性プラザ施設等使用申請書

年 月 日

殿

住所
申請者 電話
(団体名)
(代表者)氏名

次のとおり施設等を使用したく申請します。

使用の目的					
団体等名					
当日使用責任者職・氏名					
使用の日時		年 月 日(曜日)	時 分	から	時 分 まで
使用施設等					
参加人数		男 女	人 人	計	人
料金等徴収の有無		有 ・ 無			
宿泊	宿泊日	年 月 日から 年 月 日まで 泊			
	人数	男 女	人 人	計	人
※処理	区分	料金等を徴収しない場合			
	人数	学習団体等		その他の者	
※処理	使用条件				

住所
申請者 電話
(団体名)
(代表者)氏名

次のとおり施設等を使用したく申請します。

使用の目的					
団体等名					
当日使用責任者職・氏名					
使用の日時		年 月 日(曜日)	時 分	から	時 分 まで
使用施設等					
参加人数		男 女	人 人	計	人
料金等徴収の有無		有 ・ 無			
宿泊	宿泊日	年 月 日から 年 月 日まで 泊			
	人数	男 女	人 人	計	人
※処理	区分	料金等を徴収しない場合			料金等を徴収する場合
		学習団体等	その他の者		
	使用条件				

注1 「料金等徴収の有無」の欄については、当該施設等を使用して行う事業に関し、入場料金、参加料金、会費等その名称のいかんを問わず、料金徴収の有無を記入すること。

2 料金等を徴収する場合は、当該施設等を使用して行う事業の収支内容がわかる書類(収支計算書等)を添付すること。

3 ※印は記入しないこと。

様式第2号(第4条関係)

鹿行生涯学習センター _____ 施設等使用承認書

(年 月 日申込み)

年 月 日

(申請者)

殿
印

次のとおり使用することを承認します。

使用の目的			
団体等名			
当日使用責任者職・氏名			
使用の日時	(年 月 日)	時 分	分から分まで
使用施設等			
参加人数	男女 人	計	人
宿泊	宿泊日	泊 年 月 日から 年 月 日まで	

注1 「料金等徴収の有無」の欄については、当該施設等を使用して行う事業に関し、入場料金、参加料金、会費等その名称のいかんを問わず、料金徴収の有無を記入すること。

2 料金等を徴収する場合は、当該施設等を使用して行う事業の収支内容がわかる書類(収支計算書等)を添付すること。

3 ※印は記入しないこと。

様式第2号(第4条関係)

鹿行生涯学習センター及び女性プラザ施設等使用承認書

(年 月 日申込み)

年 月 日

(申請者)

殿
印

次のとおり使用することを承認します。

使用の目的			
団体等名			
当日使用責任者職・氏名			
使用の日時	(年 月 日)	時 分	分から分まで
使用施設等			
参加人数	男女 人	計	人
宿泊	宿泊日	泊 年 月 日から 年 月 日まで	

	人数	男女	人	計	人
使用条件					
備考					

様式第3号(第4条関係)

鹿行生涯学習センター_____施設等使用不承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった茨城県鹿行生涯学習センター_____の施設等の使用については、下記の理由により使用の承認ができませんので通知します。

記

理由

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以

	人数	男女	人	計	人
使用条件					
備考					

様式第3号(第4条関係)

鹿行生涯学習センター及び女性プラザ施設等使用不承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザの施設等の使用については、下記の理由により使用の承認ができませんので通知します。

記

理由

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以

内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第6条関係)

鹿行生涯学習センター_____施設等使用終了報告書

年 月 日

殿

住所

申請者 電話

(団体名)

(代表者)氏名

次のとおり施設等の使用が終了したので報告します。

使用の目的			
団体等名			
当日使用責任者職・氏名			
使用の日時	年 月 日(曜日)	時 分	から 分まで

内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第6条関係)

鹿行生涯学習センター及び女性プラザ施設等使用終了報告書

年 月 日

殿

住所

申請者 電話

(団体名)

(代表者)氏名

次のとおり施設等の使用が終了したので報告します。

使用の目的			
団体等名			
当日使用責任者職・氏名			
使用の日時	年 月 日(曜日)	時 分	から 分まで

使用施設等			
参加人数	男 女	人 人	計 人
施設等への 意見・要望 等			

様式第 5 号(第 7 条関係)

鹿行生涯学習センター _____ 指定管理者指定申請書

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

申請者 所在地

名称

代表者の氏名 印

電話番号

茨城県鹿行生涯学習センター _____ の指定管理者の指定
を受けたいので申請します。

添付書面

- 1 指定管理業務に係る計画書
- 2 定款その他これに準ずる書面
- 3 法人にあっては、登記事項証明書
- 4 前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 5 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 6 その他教育委員会が特に必要と認める書面

使用施設等			
参加人数	男 女	人 人	計 人
施設等への 意見・要望 等			

様式第 5 号(第 7 条関係)

鹿行生涯学習センター及び女性プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

申請者 所在地

名称

代表者の氏名 印

電話番号

茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザの指定管理者の指定
を受けたいので申請します。

添付書面

- 1 指定管理業務に係る計画書
- 2 定款その他これに準ずる書面
- 3 法人にあっては、登記事項証明書
- 4 前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 5 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 6 その他教育委員会が特に必要と認める書面

様式第 6 号(第 9 条関係)

鹿行生涯学習センター _____ 利用料金承認申請書

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

指定管理者 所在地

名称

代表者の氏名 印

下記のとおり茨城県鹿行生涯学習センター _____ の施設、
付属設備及び宿泊の利用料金の額を定めたので申請します。

記

1 施設

区分			利用料金					
			午前 午前 9時から 正まで	午後 午後 1時から 午後5時 まで	夜間 午後 6時から 午後9時 まで	午前・午後 午前 9時から 午後5時 まで	午後・夜間 午後 1時から 午後9時 まで	全日 午前 9時から 午後9時 まで
料金等を徴収しない	学習団体等	小研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		小研修	円	円	円	円	円	円

様式第 6 号(第 9 条関係)

鹿行生涯学習センター及び女性プラザ利用料金承認申請書

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

指定管理者 所在地

名称

代表者の氏名 印

下記のとおり茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザの施設、
付属設備及び宿泊の利用料金の額を定めたので申請します。

記

1 施設

区分			利用料金					
			午前 午前 9時から 正まで	午後 午後 1時から 午後5時 まで	夜間 午後 6時から 午後9時 まで	午前・午後 午前 9時から 午後5時 まで	午後・夜間 午後 1時から 午後9時 まで	全日 午前 9時から 午後9時 まで
料金等を徴収しない	学習団体等	小研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		小研修	円	円	円	円	円	円

場合	室(2)						
	中研修室(1)	円	円	円	円	円	円
	中研修室(2)	円	円	円	円	円	円
	大研修室	円	円	円	円	円	円
	音楽視聴覚室	円	円	円	円	円	円
	美術工芸室	円	円	円	円	円	円
	トレーニング室	円	円	円	円	円	円
	和室研修	円	円	円	円	円	円

場合	室(2)						
	中研修室(1)	円	円	円	円	円	円
	中研修室(2)	円	円	円	円	円	円
	大研修室	円	円	円	円	円	円
	音楽視聴覚室	円	円	円	円	円	円
	美術工芸室	円	円	円	円	円	円
	トレーニング室	円	円	円	円	円	円
	和室研修	円	円	円	円	円	円

	室						
	特別会議室	円	円	円	円	円	円
	団体交流室	円	円	円	円	円	円
	講座室(1)	円	円	円	円	円	円
	講座室(2)	円	円	円	円	円	円
	多目的ホール	円	円	円	円	円	円
	ホール控室(1)	円	円	円	円	円	円
	ホール控室(2)	円	円	円	円	円	円

	室						
	特別会議室	円	円	円	円	円	円
	団体交流室	円	円	円	円	円	円
	講座室(1)	円	円	円	円	円	円
	講座室(2)	円	円	円	円	円	円
	多目的ホール	円	円	円	円	円	円
	ホール控室(1)	円	円	円	円	円	円
	ホール控室(2)	円	円	円	円	円	円

	その他の者	小研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		小研修室(2)	円	円	円	円	円	円
		中研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		中研修室(2)	円	円	円	円	円	円
		大研修室	円	円	円	円	円	円
		音楽視聴覚室	円	円	円	円	円	円
		美術工芸室	円	円	円	円	円	円
		トレ一	円	円	円	円	円	円

	その他の者	小研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		小研修室(2)	円	円	円	円	円	円
		中研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		中研修室(2)	円	円	円	円	円	円
		大研修室	円	円	円	円	円	円
		音楽視聴覚室	円	円	円	円	円	円
		美術工芸室	円	円	円	円	円	円
		トレ一	円	円	円	円	円	円

		ニング室						
		和室研修室	円	円	円	円	円	円
		特別会議室	円	円	円	円	円	円
		団体交流室	円	円	円	円	円	円
		講座室(1)	円	円	円	円	円	円
		講座室(2)	円	円	円	円	円	円
		多目的ホール	円	円	円	円	円	円
		ホール控室	円	円	円	円	円	円

		ニング室						
		和室研修室	円	円	円	円	円	円
		特別会議室	円	円	円	円	円	円
		団体交流室	円	円	円	円	円	円
		講座室(1)	円	円	円	円	円	円
		講座室(2)	円	円	円	円	円	円
		多目的ホール	円	円	円	円	円	円
		ホール控室	円	円	円	円	円	円

		(1)						
		ホール控室(2)	円	円	円	円	円	円
を する 等 す 場 収 金 徴 料		小研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		小研修室(2)	円	円	円	円	円	円
		中研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		中研修室(2)	円	円	円	円	円	円
		大研修室	円	円	円	円	円	円
		音楽視聴覚室	円	円	円	円	円	円

		(1)						
		ホール控室(2)	円	円	円	円	円	円
を する 等 す 場 収 金 徴 料		小研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		小研修室(2)	円	円	円	円	円	円
		中研修室(1)	円	円	円	円	円	円
		中研修室(2)	円	円	円	円	円	円
		大研修室	円	円	円	円	円	円
		音楽視聴覚室	円	円	円	円	円	円

	美術工芸室	円	円	円	円	円	円
	トレーニング室	円	円	円	円	円	円
	和室研修室	円	円	円	円	円	円
	特別会議室	円	円	円	円	円	円
	団体交流室	円	円	円	円	円	円
	講座室(1)	円	円	円	円	円	円
	講座室(2)	円	円	円	円	円	円
	多目的	円	円	円	円	円	円

	美術工芸室	円	円	円	円	円	円
	トレーニング室	円	円	円	円	円	円
	和室研修室	円	円	円	円	円	円
	特別会議室	円	円	円	円	円	円
	団体交流室	円	円	円	円	円	円
	講座室(1)	円	円	円	円	円	円
	講座室(2)	円	円	円	円	円	円
	多目的	円	円	円	円	円	円

	ホール						
	ホール控室(1)	円	円	円	円	円	円
	ホール控室(2)	円	円	円	円	円	円

2 付属設備

多目的ホール付属設備 の名称	単位	学習団体等(料 金等を徴収し ない場合に限 る。)	左記以外の者
		「午前(午前 9 時から正午ま で)」、「午後(午 後 1時から午後 5時まで)」又は 「夜間(午後 6 時から午後 9時 まで)」の使用に つき	「午前(午前 9 時から正午ま で)」、「午後(午 後 1時から午後 5時まで)」又は 「夜間(午後 6 時から午後 9時 まで)」の使用に つき
ピアノ	1 台	円	円
演台	1 式	円	円
指揮者台	1 台	円	円
演奏者譜面台	1 台	円	円

	ホール						
	ホール控室(1)	円	円	円	円	円	円
	ホール控室(2)	円	円	円	円	円	円

2 付属設備

多目的ホール付属設備 の名称	単位	学習団体等(料 金等を徴収し ない場合に限 る。)	左記以外の者
		「午前(午前 9 時から正午ま で)」、「午後(午 後 1時から午後 5時まで)」又は 「夜間(午後 6 時から午後 9時 まで)」の使用に つき	「午前(午前 9 時から正午ま で)」、「午後(午 後 1時から午後 5時まで)」又は 「夜間(午後 6 時から午後 9時 まで)」の使用に つき
ピアノ	1 台	円	円
演台	1 式	円	円
指揮者台	1 台	円	円
演奏者譜面台	1 台	円	円
平台	1 枚	円	円

平台	1 枚	円	円
金びょうぶ	1 双	円	円
地がすり	1 枚	円	円
ひ毛せん	1 枚	円	円
座布団	1 枚	円	円
上敷ござ	1 畳	円	円
照明操作卓	1 式	円	円
シーリングフライダクト (ライト付)	1 列	円	円
アッパーホリゾントライト	1 列	円	円
ロアーホリゾントライト	1 列	円	円
フットライト	1 列	円	円
スポットライト(1kw)	1 台	円	円
音響調整卓	1 式	円	円
音声装置	1 式	円	円
テープレコーダー	1 式	円	円
ビデオテープレコーダー	1 式	円	円
LD プレーヤー	1 式	円	円
ワイヤレスマイク	1 本	円	円
エアマイク	1 本	円	円
ダイナミックマイク	1 本	円	円

金びょうぶ	1 双	円	円
地がすり	1 枚	円	円
ひ毛せん	1 枚	円	円
座布団	1 枚	円	円
上敷ござ	1 畳	円	円
照明操作卓	1 式	円	円
シーリングフライダクト (ライト付)	1 列	円	円
アッパーホリゾントライト	1 列	円	円
ロアーホリゾントライト	1 列	円	円
フットライト	1 列	円	円
スポットライト(1kw)	1 台	円	円
音響調整卓	1 式	円	円
音声装置	1 式	円	円
テープレコーダー	1 式	円	円
ビデオテープレコーダー	1 式	円	円
LD プレーヤー	1 式	円	円
ワイヤレスマイク	1 本	円	円
エアマイク	1 本	円	円
ダイナミックマイク	1 本	円	円
マイクスタンド	1 本	円	円

マイクスタンド	1本	円	円
フィルム TV コンバータ	1台	円	円
16ミリ映写機	1台	円	円
ビデオプロジェクター	1台	円	円
インターカム	1式	円	円
持込機器	1kw まで ごとに	円	円

3 宿泊 1人1泊につき 円

様式第7号(第11条第2項関係)

鹿行生涯学習センター _____ 施設等利用料金減免申請書

年 月 日

殿

住所

申請者

電話

(団体名)

(代表者)氏名

年 月 日付けで使用申請をした下記施設等の利用料金について、減免措置を願いたく次のとおり申請します。

使用の目的	
団体等名	
当日使用責任者 職・氏名	

フィルム TV コンバータ	1台	円	円
16ミリ映写機	1台	円	円
ビデオプロジェクター	1台	円	円
インターカム	1式	円	円
持込機器	1kw まで ごとに	円	円

3 宿泊 1人1泊につき 円

様式第7号(第11条第2項関係)

鹿行生涯学習センター 及び女性プラザ 施設等利用料金減免申請書

年 月 日

殿

住所

申請者

電話

(団体名)

(代表者)氏名

年 月 日付けで使用申請をした下記施設等の利用料金について、減免措置を願いたく次のとおり申請します。

使用の目的	
団体等名	
当日使用責任者 職・氏名	

使用の日時		日) 年 月 日(曜		時 分	分から 分まで
使用施設等					
参加人数		男 女	人 人	計	人
減免理由					
※処理	措置	規則第 11 条第 1 項第 号適用(第 6 号の場合 の理由)	利用料金		円
			減免額		円
			納入額		円

注 1 ※印は記入しないこと。

2 「減免理由」の欄には、茨城県鹿行生涯学習センター_____管理規則(平成 9 年茨城県教育委員会規則第 11 号)第 11 条第 1 項のいずれに該当するかを記入する。同項第 6 号に該当する場合は、その理由を具体的に記入すること。

様式第 8 号(第 11 条第 3 項関係)

鹿行生涯学習センター_____利用料金減免決定通知書

第 号

年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった茨城県鹿行生涯学習センター_____

使用の日時		日) 年 月 日(曜		時 分	分から 分まで
使用施設等					
参加人数		男 女	人 人	計	人
宿泊	宿泊日	泊 年 月 日から		年 月 日まで	
	人数	男 女	人 人	計	人
減免理由					
※処理	措置	規則第 11 条第 1 項 第 号適用(第 6 号の場合の理由)	利用料金		円
			減免額		円
			納入額		円

注 1 ※印は記入しないこと。

2 「減免理由」の欄には、茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則(平成 9 年茨城県教育委員会規則第 11 号)第 11 条第 1 項のいずれに該当するかを記入する。同項第 6 号に該当する場合は、その理由を具体的に記入すること。

様式第 8 号(第 11 条第 3 項関係)

鹿行生涯学習センター及び女性プラザ利用料金減免決定通知書

第 号

年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城

_____の施設等の利用料金の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

記

使用の目的					
団体等名					
当日使用責任者 職・氏名					
使用の日時		年	月	日(曜日)	時 分から 分まで
使用施設等					
参加人数		男女	人	計	人
宿泊	宿泊日	で	年	月	日から 年 月 日まで
	人数	男女	人	計	人
減免理由					
※ 処 置	措置	規則第 11 条第 1 項第 号適 用 (第 6 号の場合 の理由)	利用料金		円
			減免額		円
			納入額		円

様式第 9 号(第 12 条第 2 項関係)

鹿行生涯学習センター_____利用料金返還申請書

年 月 日

殿

申請者 住所

県女性プラザの施設等の利用料金の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

記

使用の目的					
団体等名					
当日使用責任者 職・氏名					
使用の日時		年	月	日(曜日)	時 分から 分まで
使用施設等					
参加人数		男女	人	計	人
宿泊	宿泊日	で	年	月	日から 年 月 日まで
	人数	男女	人	計	人
減免理由					
※ 処 置	措置	規則第 11 条第 1 項第 号 適用 (第 6 号の場合 の理由)	利用料金		円
			減免額		円
			納入額		円

様式第 9 号(第 12 条第 2 項関係)

鹿行生涯学習センター及び女性プラザ利用料金返還申請書

年 月 日

殿

申請者 住所

電話

(団体名)

(代表者)氏名

下記のとおり茨城県鹿行生涯学習センター_____の施設等の
利用料金の返還を申請します。

記

返還申請の理由	
利用料金納入年月日	年 月 日
使用する施設等	
納入した利用料金の額	
返還申請の額	
返還金受領方法	(1) 直接払 (2) 隔地払 (3) ☐ 口座振替払 ☐ 銀行 店 ☐ 口座名 ☐ 口座番号
備考	

電話

(団体名)

(代表者)氏名

下記のとおり茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザの施設等の
利用料金の返還を申請します。

記

返還申請の理由	
利用料金納入年月日	年 月 日
使用する施設等	
納入した利用料金の額	
返還申請の額	
返還金受領方法	(1) 直接払 (2) 隔地払 (3) ☐ 口座振替払 ☐ 銀行 店 ☐ 口座名 ☐ 口座番号
備考	

第54号議案

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び旅費」を「並びに旅費及び費用弁償」に改める。

第2条第2項中「技能労務職員」を「技能労務職員（会計年度任用職員を除く。次条から第5条まで、第7条及び第8条において同じ。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の給料表（次項において「給料表」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）である技能労務職員以外の全ての技能労務職員に適用するものとする。

第3条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。第9条に次の1項を加える。

4 前各項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

第13条を第15条とし、第12条中「技能労務職員」を「技能労務職員（会計年度任用職員を除く。）」に、「又は赴任したとき」を「若しくは赴任したとき又は第2号会計年度任用職員である技能労務職員が出張したとき」に、「旅費に関する条例」を「旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同条を第13条とし、第11条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第11条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である技能労務職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とし、当該報酬は日額で定める。ただし、茨城県教育委員会が日額で定めることが適当でないと認めるときは、日額によらないことができる。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である技能労務職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 前2項の給与の額、支給方法その他その支給に関し必要な事項については、第2条から前条までに定める技能労務職員の給与を基準として、一般職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、茨城県教育委員会が別に定める。

第11条の次に次の1条を加える。

（臨時的に任用された技能労務職員の給与）

第12条 臨時的に任用された技能労務職員の給与は、第2条から第7条まで及び第8条から第10条までの規定にかかわらず、第2条から第10条までに定める技能労務職員の給与を基準として、一般職員の給与との権衡を考慮し、茨城県教育委員会が別に定める。

第13条の次に次の1条を加える

（費用弁償）

第14条 第1号会計年度任用職員である技能労務職員が出張したときは、その費用を弁償する。

2 第1号会計年度任用職員である技能労務職員が給与条例第12条第1項各号に掲げる職員に該当する場合には、通勤のための費用を弁償する。

3 前2項の規定により弁償する費用の額、弁償の方法等については、前条に定める技能労務職員の旅費との権衡を考慮し、茨城県教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月23日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

(提案理由)

地方公務員法等が改正され、会計年度任用職員が創設されたこと等に伴い、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則について、所要の改正をしようとするもの。

改正案

現 行

第1条 この規則は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年茨城県条例第54条）第3条の規定に基づき、同条例第1条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）のうち、茨城県教育委員会の任命にかかる者の給与並びに旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ該当給料表に定めるところによる。

2 前項の給料表（次項において「給料表」という。）は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）である技能労務職員以外の全ての技能労務職員に適用するものとす
る。

第3条 新たに技能労務職員となつた者()
 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28
 条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職
 員」という。)を除く。第3項において同じ。)の職務の級は、その者に
 適用される給料表に応じ、現業職給料表(一)又は現業職給料表(二)の1

第1条 この規則は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年茨城県条例第54条）第3条の規定に基づき、同条例第1条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）のうち、茨城県教育委員会の任命にかかる者の給与及び旅費_____に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ該当給料表に定めるところによる。

第3条 新たに技能労務職員となつた者(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))を除く。第3項において同じ。)の職務の級は、その者に適用される給料表に応じ、現業職給料表(一)又は現業職給料表(二)の1

級に決定する。

2～5 略

第4条～第8条 略

(特殊勤務手当)

第9条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(各号略)

2 前項に規定する特殊勤務手当の支払範囲及び支給額は、一般職員の例による。この場合において、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年茨城県条例第34号)第8条第1項第4号中「人事委員会規則で定める公署」とあるのは「農業に関する課程を置く高等学校」と、同条例第20条第2項第3号中「3,800円の範囲内で人事委員会規則で定める額」とあるのは「1,300円(教育長が定める特に困難な業務に従事する者にあつては1,600円)」とする。

3 茨城県県立学校管理規則(昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 6 号)第21条の2に規定する職を占める者に事故があるとき、又は当該職を占める者が欠けたときであつて、その職務を技能労務職員が代理するときの支給額は、前項後段の規定にかかわらず、教育長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

4 前各項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

(諸手当)

第10条 特殊勤務手当を除く諸手当の支給範囲及び支給額は、一般職員の例による。この場合において、給与条例第22条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員(学長の職にある職員を除く。)

級に決定する。

2～5 略

第4条～第8条 略

(特殊勤務手当)

第9条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(各号略)

2 前項に規定する特殊勤務手当の支払範囲及び支給額は、一般職員の例による。この場合において、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年茨城県条例第34号)第8条第1項第4号中「人事委員会規則で定める公署」とあるのは「農業に関する課程を置く高等学校」と、同条例第20条第2項第3号中「3,800円の範囲内で人事委員会規則で定める額」とあるのは「1,300円(教育長が定める特に困難な業務に従事する者にあつては1,600円)」とする。

3 茨城県県立学校管理規則(昭和 35 年茨城県教育委員会規則第 6 号)第21条の2に規定する職を占める者に事故があるとき、又は当該職を占める者が欠けたときであつて、その職務を技能労務職員が代理するときの支給額は、前項後段の規定にかかわらず、教育長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(新設)

(諸手当)

第10条 特殊勤務手当を除く諸手当の支給範囲及び支給額は、一般職員の例による。この場合において、給与条例第22条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員(学長の職にある職員を除く。)

第8の職員欄に掲げる職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「同表の加算割合欄に掲げる割合」とし、職員の退職手当に関する条例(昭和38年茨城県条例第1号。以下「退職手当条例」という。)第7条の4第3項中「人事委員会規則」とあるのは「茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則別表第9」とする。

2 前項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

(会計年度任用職員の給与)

第11条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)である技能労務職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とし、当該報酬は日額で定める。ただし、茨城県教育委員会が日額で定めることが適当でないとき、日額によらないことができる。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)である技能労務職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 前2項の給与の額、支給方法その他その支給に関し必要な事項については、第2条から前条までに定める技能労務職員の給与を基準として、一般職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、茨城県教育委員会が別に定める。

(臨時的に任用された技能労務職員の給与)

第12条 臨時的に任用された技能労務職員の給与は、第2条から第7

第8の職員欄に掲げる職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「同表の加算割合欄に掲げる割合」とし、職員の退職手当に関する条例(昭和38年茨城県条例第1号。以下「退職手当条例」という。)第7条の4第3項中「人事委員会規則」とあるのは「茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則別表第9」とする。

(新設)

(非常勤の技能労務職員等の給与)

第11条 非常勤の技能労務職員(再任用短時間勤務職員を除く。)又は臨時の技能労務職員の給与は、第2条から前条までの規定にかかわらず、第2条から前条までに定める技能労務職員の給与を基準として一般職員に準じて決定する。

(新設)

条まで及び第8条から第10条までの規定にかかわらず、第2条から第10条までに定める技能労務職員の給与を基準として、一般職員の給与との権衡を考慮し、茨城県教育委員会が別に定める。

(旅費)

第13条 技能労務職員(会計年度任用職員を除く。)が出張し、若しくは赴任したとき又は第2号会計年度任用職員である技能労務職員が出張したときは、職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)の規定の例により、当該条例において4級以下の職務にある者(役付の職務にある者を除く。)の受ける額と同一の額の旅費を支給する。

(費用弁償)

第14条 第1号会計年度任用職員である技能労務職員が出張したときは、その費用を弁償する。

2 第1号会計年度任用職員である技能労務職員が給与条例第12条第1項各号に掲げる職員に該当する場合には、通勤のための費用を弁償する。

3 前2項の規定により弁償する費用の額、弁償の方法等については、前条に定める技能労務職員の旅費との権衡を考慮し、茨城県教育委員会が別に定める。

第15条 略

(旅費)

第12条 技能労務職員_____が出張し、又は赴任したとき_____

_____は、職員の旅費_____に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)の規定の例により、当該条例において4級以下の職務にある者(役付の職務にある者を除く。)の受ける額と同一の額の旅費を支給する。

(新設)

第13条 略

「茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則」について

1 改 正 理 由

地方公務員法等が改正され、会計年度任用職員が創設されたこと等に伴い、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則について、所要の改正をしようとするもの。

2 内 容

地方公務員法等が改正され、会計年度任用職員が創設されたこと等に伴い、技能労務職員のうち、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に支給する給与、旅費及び費用弁償の額及び支給方法等について、一般職員の会計年度任用職員と同様の取扱いとすることを規定する。

<会計年度任用職員>

一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職（地方公務員法第22条の2第1項（パートタイム）及び第2項（フルタイム））

<臨時的任用職員>

常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿がないときに6月を超えない期間で任用できる。（地方公務員法第22条の3）

<会計年度任用職員等に支給する給与等>

	給与等	出張時の旅費 (費用弁償)	赴任旅費
会計年度 任用職員	(パートタイム) 報酬及び期末手当を給与として支給するほか、通勤に係る費用を弁償 (フルタイム) 給料及び通勤手当、期末手当などの各種手当を給与として支給	常勤職員と同様に支給	支給しない
臨時的任用 職員	常勤職員と同様に、給料及び各種手当を支給	常勤職員と同様に支給	常勤職員と同様に支給

3 施 行 日

令和2年4月1日

教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

教職員の旅費の調整基準に関する訓令（平成2年茨城県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

第9条第1項中「条例第19条第1号に掲げる」を「公共交通機関の利用による在勤公署の存する都道府県外への」に改め、同条第2項中「条例第19条第1号」を「条例第19条」に改める。

第10条を削る。

第11条中「条例第19条第2号又は第3号」を「条例第6条第6項第3号」に改め、「同条第2号又は第3号に定める額に加えて」を削り、同条を第10条とする。

第12条中「条例第19条第2号又は第3号」を「条例第6条第6項第3号」に改め、「同条第2号又は第3号に定める額に加えて」を削り、「おいて次の各号に掲げる旅行に係る」を「おける」に、「当該各号」を「条例第19条」に改め、同条各号を削り、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

付 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の教職員の旅費の調整基準に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

令和2年3月23日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

（提案理由）

職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）の一部改正に伴い、教職員の旅費の調整基準に関する訓令について、所用の改正をしようとするもの。

教職員の旅費の調整基準に関する訓令の改正概要

1 改正の目的

職員の旅費に関する条例（以下、「旅費条例」という。）の改正により、旅行雑費の見直し（100円及び200円を廃止）をしたことから、所要の改正をするもの。

〈参考〉旅行雑費の見直し（旅費条例第19条関係）

	現 行			見直し		
	市内	県内	県外	市内	県内	県外
公共交通機関	100円	200円	2,200円	(廃止)	(廃止)	2,200円
公用車 自家用車	100円	200円		(廃止)	(廃止)	

2 旅費の調整基準について

- ・ 職員の旅費は、旅費条例により定める額を支給するが、旅行の実態と異なる場合に、旅費の調整により、増額又は減額して支給することができる。（旅費条例第40条）
- ・ 調整基準は、この旅費の調整における統一的な適用を図るために、調整のルールを定めたもの。（旅費条例第40条第3項）

3 改正の内容

(1) 旧第9条関係

（同一の宿泊施設に連続して2泊以上宿泊する場合の旅行雑費の調整） 改正

ア 条文の趣旨

公共交通機関による県外旅行の場合、現地交通費等として旅行雑費2,200円/日が支給されるが、同じ宿泊先に連泊する場合（生徒を引率する場合は除く。）、中日（初日、最終日以外）の現地交通費が不要となることから、旅費の減額調整（旅費条例第40条第1項）することを定めたもの。

イ 改正内容

旅費（旅行雑費）の減額調整の対象となる旅行雑費が2,200円支給される旅行について、調整基準において引用していた旅費条例の旅行雑費に関する条文が改正されたため、引用部分を改正後の旅費条例の規定に合うよう改正する。

(2) 旧第10条関係（公用車等を利用する場合の旅行雑費の調整） 廃止

ア 条文の趣旨

旅行雑費が200円又は100円である旅行に係る旅行雑費は、通信費に相当する費用として支給されているため、通信費が不要な場合（他の職員が運転する公用車に同乗する管理職等）の旅行雑費を不支給とすることを定めたもの。

イ 改正内容

200円、100円の旅行雑費の廃止に伴い、規定を廃止する。

(2) 旧第11条関係

(有料駐車場、有料道路及び高速道路を利用する場合の旅行雑費の調整) 改正

ア 条文の趣旨

県内旅行又は公共交通機関を利用しない県外旅行について、駐車場や高速道路を利用したときの利用料を、旅行雑費(200円又は100円)に加えて支給することを定めたもの。

イ 改正内容

200円、100円の旅行雑費の廃止により、旅行雑費に加えて支給することができなくなるため、旅行雑費が支給されない旅行について、当該利用料を支給できるよう改正する。

(3) 旧第12条関係(生徒等の引率を伴う旅行をする場合の旅行雑費の調整) 改正

ア 条文の趣旨

生徒等を引率して、県内旅行又は公共交通機関を利用しない県外旅行をした場合について、当該旅行に係る諸雑費(入場料等)を負担したときは、公共交通機関による県外旅行に係る旅行雑費の額(2,200円×旅行日数)を限度として、その費用を旅行雑費(200円又は100円×旅行日数)に加えた額を支給することを定めたもの。

イ 改正内容

200円、100円の旅行雑費の廃止により、旅行雑費に加えて支給することができなくなるため、旅行雑費が支給されない旅行について、諸雑費に相当する費用を支給できるよう改正する。(限度額は改正なし。)

4 その他

旅費条例の題名が「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改正されたため、第1条中の条例文を改正する。

5 施行期日

令和2年4月1日

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和43年茨城県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4 茨城県立鉾田農業高等学校の項を削る。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月23日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

（提案理由）

第2次県立高等学校再編整備計画の後期実施計画に基づき平成30年度に統合した茨城県立鉾田農業高等学校が閉校となることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨城県教育委員会訓令第 号

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月 日

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和43年茨城県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4 茨城県立鉾田農業高等学校の項を削る。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

茨城県県立学校処務規程 新旧対照表

改正案	現行																
別表第4 学校を表示する記号 <table> <tr> <th>校名</th><th>記号</th></tr> <tr> <td>茨城県立鉾田第二高等学校</td><td>鉾二</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>茨城県立玉造工業高等学校</td><td>玉工</td></tr> </table>	校名	記号	茨城県立鉾田第二高等学校	鉾二	(削除)	(削除)	茨城県立玉造工業高等学校	玉工	別表第4 学校を表示する記号 <table> <tr> <th>校名</th><th>記号</th></tr> <tr> <td>茨城県立鉾田第二高等学校</td><td>鉾二</td></tr> <tr> <td>茨城県立鉾田農業高等学校</td><td>鉾農</td></tr> <tr> <td>茨城県立玉造工業高等学校</td><td>玉工</td></tr> </table>	校名	記号	茨城県立鉾田第二高等学校	鉾二	茨城県立鉾田農業高等学校	鉾農	茨城県立玉造工業高等学校	玉工
校名	記号																
茨城県立鉾田第二高等学校	鉾二																
(削除)	(削除)																
茨城県立玉造工業高等学校	玉工																
校名	記号																
茨城県立鉾田第二高等学校	鉾二																
茨城県立鉾田農業高等学校	鉾農																
茨城県立玉造工業高等学校	玉工																

茨城県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

茨城県教育研修センター管理規則（平成4年茨城県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項の表副主査の項を削り、同条第5項を次のように改める。

- 5 前項に定めるもののほか、必要に応じて次の表の左欄に掲げる職を課外又は課に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職 務
副参事	特定の事項についての企画，調査及び立案に参画し，並びに特に命じられた困難な事務に当たる。
主 査	特に命じられた困難な事項を処理する。
副主査	特に命じられた事項を処理する。

第5条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月23日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

（提案理由）

教育研修センターにおいて、必要に応じて機動的に職の配置ができるようにするため、所要の改正をしようとするものである。

茨城県教育研修センター管理規則新旧対照表

改正案

(所長等)

第5条 研修センターに、所長及び次長を置く。

2～3 (略)

4 第1項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者はそれぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	組 織	職 務
課 長	課	課の事務を処理する。
係 長	必要な課	分担事務を処理する。

5 前項に定めるもののほか、必要に応じて次の表の左欄に掲げる職を課外又は課に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職 務
副参事	特定の事項についての企画、調査及び立案に参画し、並びに特に命じられた困難な事務に当たる。
主 査	特に命じられた困難な事項を処理する。
副主査	特に命じられた事項を処理する。

6 前各項に規定する職は、事務職員をもって充てる。ただし、課長及び係長は、指導主事をもって充てることができる。

7 (削除)

現 行

(所長等)

第5条 研修センターに、所長及び次長を置く。

2～3 (略)

4 第1項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者はそれぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	組 織	職 務
課 長	課	課の事務を処理する。
係 長	必要な課	分担事務を処理する。
副主査	課外又は課	特に命じられた事項を処理する。

5 前項に定めるもののほか、必要に応じて課外に副参事を置く。

6 副参事は、上司の命を受け、特定の事項についての企画、調査及び立案に参画し、並びに特に命じられた困難な事務に当たる。

7 前各項に規定する職は、事務職員をもって充てる。ただし、課長及び係長は、指導主事をもって充てることができる。

協議

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の制定について

上記規則について、次の理由により、別紙規則案のとおり制定することとしたいため、協議するものである。

（理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の一部改正に伴い、本県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理について教育委員会規則で定めようとするものである。

別紙

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則（案）

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則を次のように定める。

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、茨城県県立学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）第7条第1項）に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を行うことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために必要な事項を定めるものとする。

（業務量の適切な管理）

第2条 茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会の所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（勤務を命じた日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）第2条第3項に規定する勤務を命じた日をいう。）を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1）1箇月について45時間

（2）1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1）1箇月について100時間未満

（2）1年について720時間

（3）1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について

80 時間

(4) 1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

3 前 2 項に定めるもののほか，教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については，教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

教員の働き方改革について

1 教員の時間外勤務時間の上限方針

【経緯】

【令和元年12月11日公布】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する法律

第7条に基づき、文部科学大臣は指針を定める。

【令和2年1月17日告示】

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

1 教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

・国指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等で定める。
→（対応）令和2年4月1日施行（教育委員会規則）

2 都道府県等が講ずべき措置

・都道府県においては、上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
→（対応）当面は、条例という形はとらず、校長会等で周知し、上限等の実効性を確保する。

【上限等の方針】

上限等の方針【概要】

- 趣旨
県立学校の教育職員の在校等時間の上限等の方針を定める。
- 対象
県立学校の教育職員
- 勤務時間管理の対象
在校等時間
- 上限時間
1か月の在校等時間... 超過勤務45時間以内
1年間の在校等時間... 超過勤務360時間以内
等

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の 一部を改正する法律の概要

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施 行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条⁵関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

＜基本とする時間＞

○在校している時間

＜加える時間＞

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

＜除く時間＞

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内
（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。
計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・ 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・ 本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・ 在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

－ 7 －

この指針は、令和2年4月1日から適用する。